

宇都宮市まちづくり交付金評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮市まちづくり交付金評価委員会設置要綱（以下「設置要綱」という）第11条の規定に基づき宇都宮市まちづくり交付金評価委員会（以下「委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、これを公開とする。ただし、委員長は、出席した委員の2分の1以上が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(議事録)

第3条 委員会の会議については、議事録を作成し、出席者の氏名、会議の概要その他重要な事項を記載しなければならない。

2 議事録には、委員長が指名する委員2名が署名しなければならない。

(幹事)

第4条 委員会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員、臨時委員を補佐する。

(議案の送付)

第5条 委員長は、会議の開催日の5日前までに、会議の議案を委員に通知しなければならない。ただし、委員長が急務を要すると認めた議案については、この限りではない。

(委員の発言)

第6条 委員及び幹事等の発言は、委員長の許可のもとに行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年11月12日から施行する。